

(別紙)

免税石炭の用途証明について

免税石炭を取り扱う事業者の皆さまへ

平成15年9月
資源エネルギー庁

本資料は、石油石炭税の免除の対象となる石炭及びその免税輸入のための用途証明の取扱いについて、そのあらましをまとめたものです。

用途証明の申請方法等の詳細については、「特定石炭又は沖縄発電用特定石炭の石油石炭税免税のための用途証明の取扱いについて」も併せてご参照下さい。

1. 特定石炭等の免税の概要

免税輸入が認められる石炭の免税引取承認を申請する場合、石油石炭税免税引取承認申請書と併せて、経済産業大臣の用途証明書の添付が必要となります。

免税輸入した石炭は、輸入後2年間、当該用途以外の用途に供し、譲渡してはなりません。

(1) 免税対象となる石炭

鉄鋼の製造に使用する石炭、 コークスの製造に使用する石炭、 セメントの製造に使用する石炭、 沖縄県において一般・卸電気事業者が発電の用に供する石炭（以下、「特定石炭等」という。）を保税地域から引き取りようとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭等を引き取るときは、当該引き取りに係る石油石炭税が免除されます。（租税特別措置法第90条の4の2、第90条の4の3）

(2) 免税引取承認申請と用途証明書の添付

特定石炭等の免税引取りを行おうとする者は、当該石炭が免税用途に用いられる石炭（＝特定石炭等）である旨の経済産業大臣の証明書（以下、「用途証明書」という。）を添えて、「石油石炭税免税引取承認申請書」を提出し、所轄税関長の承認を受けなければなりません。（租税特別措置法施行令第48条の7、第48条の8）

(3) 用途外使用の禁止

免税となった特定石炭等は、引き取りの日から2年以内に、免除用途以外の用途に供し、又はこれらの用途に供するために譲渡（以下「用途外使用等」という。）してはなりません。

ただし、やむを得ない理由がありかつ税関長の承認をあらかじめ受けたときは、この限りではありません。特定石炭等を用途外使用等したときには、免除を受けた石油石炭税を直ちに徴収されます。（後記6．参照）

2. 用途証明の区分・申請者

用途証明書は、原則として、特定石炭等をその免税用途に使用する者（「消費者」）が申請者となります。ただし、消費者から輸入の委任を受けることなく自ら特定石炭等を輸入しているような輸入業者（「自主輸入業者」）は、例外的に用途証明の申請が可能です。

鉄鋼製造用、コークス製造用、セメント製造用、沖縄発電用の別に応じて、それぞれ用途証明を申請する必要があります。

(1) 用途証明の対象

用途証明書は、それぞれ4つの免税用途毎に、別々に証明を取ることが必要ですので、御注意下さい。

鉄鋼の製造に使用するコークスの製造に使用する石炭については、「鉄鋼製造用の特定石炭」又は「コークス製造用の特定石炭」として申請して下さい。

活性炭の製造に使用する石炭は、「コークスの製造に使用する特定石炭」として用途証明を申請して下さい。

鉄鋼製造用の石炭ブリケット等の製造に使用する石炭は、「鉄鋼の製造に使用する特定石炭」として用途証明を申請して下さい。

(2) 申請資格

原則として、特定石炭等を石油石炭税の免税に係る用途に供する者（以下「消費者」という。）が申請者となります。

消費者向けの特定石炭等を輸入する商社等は、原則として、消費者が申請・取得した用途証明書を使って免税輸入手続を行うこととなります。

ただし、消費者から輸入の委任を受けることなく自ら特定石炭等を輸入し、消費者に販売しているなどの理由により、特定石炭の輸入時（免税引取承認申請時）に、の「消費者の申請に係る用途証明書」を提出することが困難な輸入業者（以下「自主輸入業者」という。）についても、例外的に申請が認められます。

3. 用途証明書の発行までの手続き

4月から翌年3月末までの1年度分の用途証明について、その前年度末（2/20～3/5）に申請を行って下さい。

用途証明の申請にあたっては、「用途証明申請書」及び過去の実績・計画その他の必要な添付資料を提出して下さい。また、必要に応じて、その他追加参考資料の提出及びヒアリングが求められます。

(1) 用途証明の申請書の受付時期

用途証明は、原則として1年度分（4月から翌年3月末まで）について発給されます。申請の受付期間は、証明を受けようとする年度の前年度の2月20日から3月5日まで（受付時間はAM10:00～12:00、PM14:00～16:00）です。

ただし、消費状況及び輸入状況の変更その他の理由によりやむを得ない場合などは、年度途中での申請も認められます。この場合には、受付期間外に申請を行う理由書の提出が必要です。

申請書の記載事項、添付資料、添付資料の記載事項について不備があるときには、申請の補正を求められることがありますので、ご留意下さい。

(2) 申請書の提出先

申請先は、免税対象となる用途毎に異なります。複数の免税用途について用途証明書を申請する場合には、それぞれの用途毎に申請が必要な場合がありますので御注意下さい。

申請は持参または郵送により行って下さい。

【各申請窓口】

消費者の申請に係る用途証明の場合

鉄鋼の製造に使用する特定石炭について

経済産業省製造産業局鉄鋼課

TEL：03-3501-1733 FAX：03-3501-0194

コークスの製造に使用する特定石炭について

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課

TEL：03-3501-1727 FAX：03-3580-8564

セメントの製造に使用する特定石炭について

経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課

TEL：03-3501-9255 FAX：03-3501-0317

沖縄発電用特定石炭について

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課

TEL：03-3501-1749 FAX：03-3580-8591

自主輸入業者の申請に係る用途証明の場合

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課

(鉄鋼の製造用、コークスの製造用、セメントの製造用、沖縄発電用のいずれについても、石炭課に対して申請を行って下さい。)

【住所】

〒100-8931

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

(3) 提出書類

下記の書類を各2部(印鑑証明書、登記簿謄本については各1部)提出して下さい。

用途証明申請書(消費者は様式1-1、自主輸入業者は様式1-2)

委任状[代表権者から委任を受けた者が申請する場合のみ](様式1-3)

用途証明分割申請書(様式2)

用途証明書の分割発行を希望する場合は、分割を希望する数量毎にそれぞれ用途証明申請書を提出し、併せて、用途証明分割申請書を提出して下さい。

例えば3つに分割して用途証明書の発行を希望する場合には、3枚の用途証明申請書と、1枚の用途証明分割申請書を、各2部ずつ提出することになります。

特定石炭等の消費等(輸入等)の実績・計画書(消費者は様式3-1、自主輸入業者は様式3-2)

ただし、用途証明がない期間の実績については、様式3-1、3-2ではなく、様式3-4により石炭全体についての実績をもってこれに代えるものとします。

したがって、平成13年度・平成14年度・平成15年度上期の実績については様式3-4に、平成15年度下期以降の計画又は実績については様式3-1又は3-2に記入することになります。

代表権者の印鑑証明書、登記簿謄本

個人事業者の場合には、印鑑登録証明書、住民票

申請日前1か月以内に交付されたものを提出して下さい。

[受付期間外に申請する場合には] 受付期間外に申請を行う理由書 (様式自由)

[自主輸入業者の場合 (上記以外の追加書類)]

申請理由及び貯炭場の予定地 (様式 3 - 3)

なお、用途証明の申請等に関する具体的手続の詳細については、「特定石炭又は沖縄発電用特定石炭の石油石炭税免税のための用途証明の取扱いについて」をご参照下さい。

「消費者」の申請の場合、様式 1 - 1 の . に特定石炭等の輸入者が誰になるのかを記入する必要があります。

申請時に輸入者 (自社輸入 or 他の商社等が輸入した上で消費者が購入) が確定していない場合には、 . 欄を事後的に記入することも差し支えありません。

(後記 4 . (1) を参照のこと)

用途証明書の郵送による交付を希望する場合には、返信用封筒に必要額の切手を貼って提出して下さい。

(4) その他参考書類の提出及びヒアリングの実施

用途証明書の発行にあたり必要があるときは、申請に際して、上記(3)のほか必要な書類の提出やヒアリングが求められる場合があります。

(5) 用途証明書の交付

消費者の申請の場合には、用途証明の申請数量が、特定石炭等の過去の購入実績、販売実績、消費実績及び製品製造 (発電) の実績及びこれらの計画等に勘案して過大でないと認められた時は、用途証明書が交付されます。

自主輸入業者の申請の場合には、下記の ~ を満たすと認められた時は、用途証明書が交付されます。

特定石炭等の免税引取承認申請を行う際、消費者の申請に係る用途証明書を添付することが困難な理由があること

例) 申請者が、消費者からの委任を受けることなく特定石炭等の輸入を行っているため

自主輸入業者の申請に係る用途証明書を交付しなければ当該自主輸入業者の事業に支障を来すおそれがあると認められること

用途証明の申請数量が、特定石炭等の購入及び販売等の実績、計画等に勘案して、当該申請者が適正かつ円滑に特定石炭等の輸入を行うために必要な限度の範囲内であること

4 . 特定石炭等の輸入及びその後の手続き等

特定石炭等の輸入時には、免税引取承認申請書に用途証明書を添付して下さい。

用途証明書の有効期間満了後には、実績の報告が必要です。

(1) 免税引取承認申請の手続

特定石炭等を輸入する場合には、輸入申告書とは別に、当該石炭の免税用途にかかる「用途証明書」を添付の上、「石油石炭税免税引取承認申請書」を提出して、税関長の承認を受けなければなりません。

石油石炭税免税引取承認申請は、
様式 1 - 1（消費者の申請に係る用途証明書）の場合
様式 1 - 1 の . に自らが輸入者となる旨が記載されている者
様式 1 - 2（自主輸入業者の申請に係る用途証明書）の場合
用途証明を受けた自主輸入業者
のいずれかの者が行う必要があります。

用途証明の申請時に、当該用途証明書に係る特定石炭等の輸入を行う者が確定していなかった場合には、当該輸入者の確定後、遅滞なく、当該用途証明書に輸入者を記載し、その写しを経済産業大臣に提出することが必要です。

（用途証明書（様式 1 - 1）の . 欄に必要事項を記入の上、コピーを郵送又は FAX して下さい）

また、免税石炭の数量を正確に把握するため、石油石炭税免税引取承認申請書の申告数量に、当該石炭の含水率を付記することが必要です。

(2) 免税引取りの承認

免税引取が承認されると、税関により「用途証明書」に輸入量（免税引取数量）が裏書きされ、用途証明数量の残量が分かるようになっていきます。

(3) 用途証明書の返納・再交付等

下記の場合には、用途証明書を返納することになります。

用途証明数量全量の特定石炭等を輸入したとき又は用途証明書の有効期間が満了したときなど

特定石炭等の輸入を希望しなくなったとき

輸入を行う者を変更しようとするとき

税関長の承認を得ることなく用途外使用等が行われたとき

上記 又は の場合には、用途証明書の再交付が可能です。

(4) 用途証明書の無効等

次の者に対しては、用途証明書の返納が求められるたり、用途証明が無効とされることがあります。

用途証明の申請、実績報告書の提出又はヒアリング等のときに重要な事実を告げなかった者又は真実でないことを告げた者

提出すべき書類の提出を怠った者

消費者の申請に係る用途証明書につき、

- ・当該用途証明書に係る特定石炭等の輸入を自らが行う旨が記載されていないものを使用した者

- ・自らが交付を受けた用途証明書であって当該用途証明書に係る特定石炭等の輸入を他の者に委任する旨が記載されていないものを当該他の者に使用させた者

自主輸入業者の申請に係る用途証明書につき、

- ・他の者が交付を受けた用途証明書を使用した者

- ・用途証明書を他の者に使用させた者

(5) 実績報告

用途証明書の有効期間が終了したときは、所定の実績報告書を、用途証明書の有効期

間終了後 1 か月以内に提出しなければなりません。(消費者は様式 4 - 1、自主輸入業者は様式 4 - 2)

5. 免税石炭にかかる記帳義務

免税石炭の販売業者及び消費者には、記帳義務が発生します。

特定石炭をその免税用途に供する者(消費者)、販売業者には記帳義務が課せられます。(租税特別措置法施行令第 48 条の 7 第 2 項・第 3 項、第 48 条の 8 第 2 項・第 3 項)

消費者の記帳義務

- ・ 移入した免税石炭の数量・年月日、引渡人の住所・氏名
- ・ 消費した免税石炭の数量・年月日、貯蔵量、製造した物品の品名・数量(発電量)
消費数量を正確に把握するため、消費数量には、消費した石炭の含水率を付記する必要があります。
- ・ 免税石炭の用途外の使用・譲渡の事実

販売業者の記帳義務

- ・ 購入・販売・返品した免税石炭の数量・用途・年月日、売渡人(買受人・返品先)の住所・氏名
輸入者や消費者ではなくとも、特定石炭を購入・販売する者には記帳義務がかかることにご留意下さい。

また、課税・免税に関わらず、石炭の輸入業者は記帳義務が課されています。(石油石炭税法第 21 条)

輸入業者の記帳義務

- ・ 購入した石炭の関税定率法別表の所属区分、所属区分毎の数量、購入年月日、売渡人の国籍、住所、名称
- ・ 輸入石炭については、仕出国名、輸入許可年月日(仮通関承認年月日)、許可書番号(承認書番号)を付記
- ・ 販売した石炭の所属区分、所属区分毎の数量、販売年月日、買受人の住所、名称

6. 用途外使用等の承認について

特定石炭等を用途外使用等しようとする場合には、あらかじめ税関長の承認を受ける必要があります。

(1)用途外使用等が認められる場合

特定石炭等については、引き取った日から 2 年間、用途外使用等が禁止されています。ただし、やむを得ない理由がある場合において、税関長の承認を受けた場合には、この限りではありません。(租税特別措置法第 90 条の 4 の 2 第 3 項、第 90 条の 4 の 3 第 3 項)

(2)用途外使用等の承認の申請

用途外使用等の承認を受けようとする場合には、用途外使用等の申請書に必要事項を記載の上、特定石炭等の所在場所の所轄税関長に申請を行って下さい。(租税特別措置

法施行令第48条の7第4項、第48条の8第4項)

(3)用途外使用等に伴う石油石炭税の徴収について

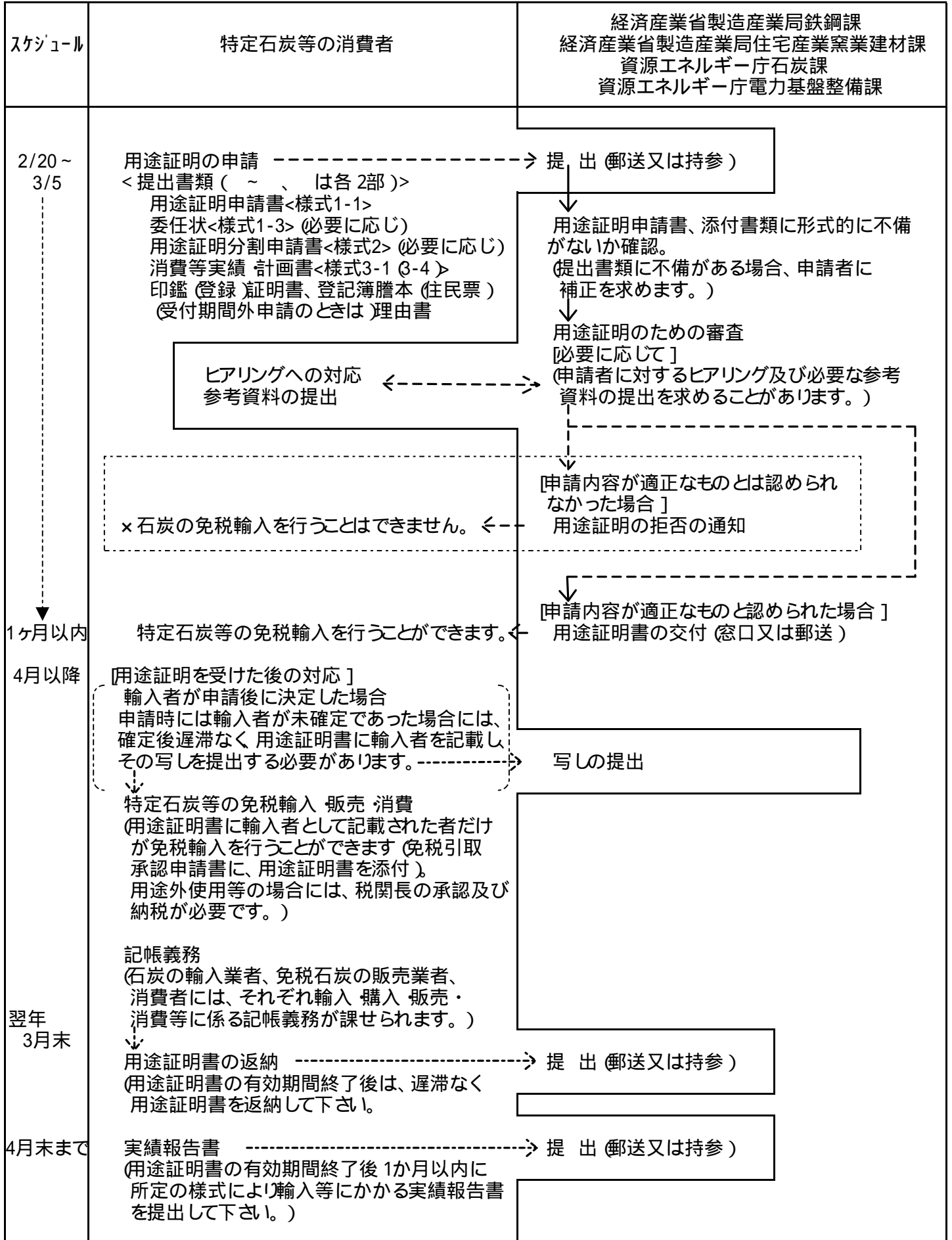
用途外使用等について税関長の承認を受けたとき、又は、承認を受けずに用途外使用等を行ったときは、税関長により、直ちに石油石炭税が徴収されることとなります。

(租税特別措置法第90条の4の2第4項、90条の4の3第4項)

(4)用途外使用等の罰則

所轄税関長の承認を受けない用途外使用等については、罰則の対象となります。(租税特別措置法第90条の7)

消費者の申請に係る用途証明に関する作業フロー (概要)



自主輸入業者の申請に係る用途証明に関する作業フロー (概要)

